

● 滝川市立地適正化計画（素案） 新旧対照表

No.	意見	事務局の考え	素案通り	新規追加	修正	その他	頁	旧（滝川市立地適正化計画（素案）令和4年9月）	頁	新
第1章 計画概要										
第2章 都市の現状と課題										
1	—	—			●		P8 P28	現行都市計画マスタープランの中で位置付けられている全255施策のうち、立地適正化計画の検討で特に関係する93の項目について、各課の照会により検証を実施しました。	P8 P33	現行都市計画マスタープランの中で位置付けられている全248施策のうち、立地適正化計画の検討で特に関係する93の項目について、各課の照会により検証を実施しました。
2	—	—			●		P12~P13	—	P12~P13	資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV2（H27 国調対応版）」を使用、国土交通省「国土数値情報」、東洋経済「全国大型小売店総覧2021」、タウンページをもとに令和4年2月時点の立地状況を反映、滝川市ホームページ
3	国（開発局）	（旧P14） 災害リスクが浸水想定区域（最大規模）のみの記載となっておりますが、誘導区域の設定や防災指針では浸水想定区域（計画規模）や過去の浸水域、土砂災害についても記載されていますので、この頁にも記載した方がわかりやすいと思いますので、ご検討をお願いいたします。 （都市の現状や防災指針、居住誘導区域の設定の項において）公表されているハザード情報については確認漏れが無いがご確認ください。また、河川管理者と連携の上、多段的（1/10、1/30、1/50）な浸水想定についても参照が可能であれば、確認しておくのが望ましいと思います。			●		P14	石狩川の浸水想定区域（最大規模）のみの記載。	P15~P19	計画規模、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域、水防区域（過去の浸水域）、土砂災害計画区域を追加。
第3章 まちづくり方針と将来都市構造										
4	策定委員	（旧P33~P36） 「生活利便拠点」や「交流拠点」は、イメージが湧きにくいので、名称を工夫すべき			●		P33~P36	「生活利便拠点」 「交流拠点/交流ゾーン」	P38~P42	「広域商業拠点」 「観光・交流拠点/観光・交流ゾーン」
5	国（開発局）	（旧P36） R5都市局関係予算概算要求概要で都市計画区域外の地域生活拠点の予算拡充が示されています。あくまで要求時点のものであり、拡充が認められない、要件に合致しないことも可能性としてありますが、コミュニティ拠点としている江部乙地区について、地域生活拠点としても位置付けておくことを検討してはいかがでしょうか。			●		P36	3）農村部・郊外部における暮らしを守り、魅力を創造 ①コミュニティ拠点 江部乙地域の道の駅周辺や、東滝川地域の転作研修センター周辺を「コミュニティ拠点」として位置づけ、それぞれの地域におけるコミュニティや交流活動の拠点となる場の形成を目指します。	P42	3）農村部・郊外部における暮らしを守り、魅力を創造 ①コミュニティ拠点 江部乙地域の道の駅周辺や、東滝川地域の転作研修センター周辺を「コミュニティ拠点（地域生活の拠点）」として位置づけ、それぞれの地域におけるコミュニティや交流活動など、住み慣れた地域生活の拠点となる場の形成を目指します。

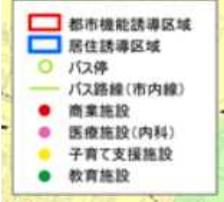
●滝川市立地適正化計画（素案） 新旧対照表

No.	意見	事務局の考え	素案通り	新規追加	修正	その他	頁	旧（滝川市立地適正化計画（素案）令和4年9月）	頁	新
第4章 居住誘導区域の設定										
6	北海道 (旧P39) 「・洪水浸水想定区域のうち3m以上の浸水が想定される区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）、土砂災害特別警戒区域・警戒区域は、原則として含めないこととします。」と記載されていますが、このうち土砂災害特別警戒区域は法令で居住誘導区域に含まないこととされているので原則外の扱いはできません。 (旧P40) の図を見る限り原則外の取り扱いをしているのは3m以上浸水区域のみとみられるので、例えば「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）及び土砂災害特別警戒区域・警戒区域は含めないこととし、洪水浸水想定区域のうち3m以上の浸水が想定される区域については、原則として含めないこととします。」のように修正したほうがよいと考えます。	(新P45) 意見のとおり修正。			●		P39、P40	①原則として災害リスクの大きいエリアは含めない ・洪水浸水想定区域のうち3m以上の浸水が想定される区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）、土砂災害特別警戒区域・警戒区域は、原則として含めないこととします。	P45	①原則として災害リスクの大きいエリアは含めない ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）、土砂災害特別警戒区域・警戒区域は含めないこととし、洪水浸水想定区域のうち3m以上の浸水が想定される区域については、 <u>原則として含めないこととします。</u>
7	北海道 (旧P39) 「・令和27年(2045年)の人口密度が20人/ha以上となるエリアを設定します。」と記載されていますが、(旧P42)の図で20人/ha未満のエリアも(旧P45、46)の居住誘導区域に含まれています。 「・令和27年(2045年)の人口密度が原則として20人/ha以上となるエリアを設定します。」のように『原則として』と追記したほうがよいと考えます。	(新P45) 意見のとおり修正。			●		P39	②生活利便施設の維持が見込まれる人口密度がある程度確保されるエリアを設定する ・令和27年(2045年)の人口密度が20人/ha※2以上となるエリアを設定します。	P45	②生活利便施設の維持が見込まれる人口密度がある程度確保されるエリアを設定する ・令和27年(2045年)の人口密度が <u>原則として20人/ha※2以上</u> となるエリアを設定します。
8	北海道 (旧P39、P43) 都市基盤（道路）が狭隘で脆弱なエリアについて、具体的にどの様な判断基準でエリアを設定しているかご教示願いたい。	(新P45) 区画道路の標準幅員（11m以上）を判断基準とした。 (新P49) 東側はこの判断基準をクリアするが、区域設定の基本的な考え方②生活利便施設の維持が見込まれる人口密度がある程度確保されるエリアにそもそも該当しないため、エリア外のみとして整理。			●		P39 P43	(P39) ④現状で、都市基盤（道路）が狭隘で脆弱なエリアは含めない ・上記①～③に該当する地域のうち、市街地の外縁部において、現状で道路が狭隘で脆弱となっているエリアは含めないこととします。 (P43) 	P45 P49	(P45) ④現状で、都市基盤（道路）が狭隘で脆弱なエリアは含めない ・上記①～③に該当する地域のうち、市街地の外縁部において、現状で道路が狭隘で脆弱となっているエリアは含めないこととします。 ※3：「滝川市宅地開発行為に関する指導要綱」において、宅地サービスを行う区画道路の標準幅員は11m以上と規定。 (P49) 

●滝川市立地適正化計画（素案） 新旧対照表

No.	意見		事務局の考え	素案通り	新規追加	修正	その他	頁	旧（滝川市立地適正化計画（素案）令和4年9月）	頁	新
9	北海道	(旧P40~P42) 居住誘導区域の区域設定の基本的な考え方に基づく各レイヤーに居住誘導区域を重ねたほうが、分かりやすくなると考えます。	(新P46~P48) 意見のとおり修正。			●		P40~P42	居住誘導区域のレイヤーなし。	P46~48	居住誘導区域のレイヤーを追加。
10	国（開発局）	(旧P43) 居住誘導区域の設定で、区域に取り込まない箇所に商業施設が立地していますが区域設定は不要でしょうか？	(新P49) 居住誘導区域外に立地している商業施設は、白地地域や洪水の浸水深が高いエリアであることから、区域設定から除外しています。	●				—	—	—	—
11	国（開発局）	(旧P44) 居住誘導区域の設定で、（将来都市構造でコミュニティ拠点としている）江部乙地区（・東滝川地区）は居住誘導区域としなくても問題ないでしょうか？ 居住誘導区域を設定しない場合においても、必要な都市機能を維持するために都市機能誘導区域を設定することも考えられます。（「都市計画運用指針」P43や「立地適正化計画の作成に係るQ&A」Q11、12も参考に、よくご検討をお願いします。）	(新P50) 江部乙地区・東滝川地区は、将来の人口密度が低く、滝川市街地へのネットワークを維持することにより両地区の生活利便性を確保する考えであるため、居住誘導区域までの位置づけはしていないが、それぞれの地域におけるコミュニティや交流活動の拠点は必要だと考えているため「コミュニティ拠点」と位置づけている。	●				—	—	—	—
12	—	—	(新P51) 図 居住誘導区域の設定（拡大図）に施設をプロットするとともに、主な施設名、国道を記載し、区域のイメージを掴みやすくする。			●		P45		P51	

●滝川市立地適正化計画（素案） 新旧対照表

No.	意見	事務局の考え	新 素案 通り	修 正	其 他	頁	旧（滝川市立地適正化計画 （素案） 令和4年9月）	頁	新
第5章 都市機能誘導区域の設定									
13	—	—	(新P54) 宿泊施設は、誘導施設に位置付けられるものではないが、現在の施設が未耐震であり、今後どのようにしていくか分からない中で、機能転換等の可能性も考慮し、位置的にも都市機能誘導区域を拡大する。	●		P48		P54	
14	北海道	(旧P48) オレンジ色の点線矢印はどのような意味の軸であるのかを示したほうがよいと考えます。	(新P54) 凡例に「国道」を追記。	●		P48		P54	
15	—	—	(新P56) 図 居住誘導区域及び都市機能誘導区域（拡大図）に施設をプロットするとともに、主な施設名、国道を記載し、区域のイメージを掴みやすくする。	●		P50		P56	
16	—	—	(新P57) 都市機能誘導区域を拡大したことにより、子ども発達支援センターが都市機能誘導区域内となったため立地状況を「○」とする。	●		P51	子ども発達支援センター 立地状況「 <u>○</u> 」	P57	子ども発達支援センター 立地状況「 <u>○</u> 」
17	北海道	(旧P51～P53) 「公園、広場」を誘導施設に位置付けていますが、公園は都市計画運用指針に示されている誘致距離を標準として市街地内に広く配置する必要があります。誘導施設にはそぐわないと考えます。再考願います。	(新P57～P59) 意見を踏まえ公園の位置づけを外す。ここでの位置づけは市民委員からの意見を受け、駅前の第3の居場所的なイメージとして設定しているため「緑地・広場」として修正。	●		P51～P53	P52・P54：「公園、広場」立地状況「 <u>○</u> 」 P53：誘導施設の定義・根拠法 公園 都市公園法第2条 広場 主に不特定多数の歩行者等が休息、交流等の用に供することを目的とする公共的な空地	P57～P59	P57・P59：「緑地、広場」立地状況「 <u>二</u> 」 P58：誘導施設の定義・根拠法 緑地、広場 公共空間と一体的な空間を構成して、都市イベントなど多様な都市活動に利用できる公共的な空地

●滝川市立地適正化計画（素案） 新旧対照表

No.	意見	事務局の考え	素案通り	新規追加	修正	その他	頁	旧（滝川市立地適正化計画（素案案）令和4年9月）	頁	新
18	—	—	(新P58) 誘導施設として位置づけているスーパーマーケットの定義・根拠法は「大規模小売店舗立地法」を参考としているため、文言を修正。		●		P52	スーパーマーケット 1,000㎡以上のセルフサービス方式を採用している総合食料品小売店	P58	スーパーマーケット 1,000㎡以上の店舗面積を有するセルフサービス方式を採用している総合食料品小売店
19	—	—	(新P58) 誘導施設として位置づけている科学館は機能として必要と考えているため、定義・根拠法を修正。		●		P52	科学館 博物館法第2条 ※主に自然科学に関連する展示を行う博物館	P58	科学館 博物館法第2条に定める博物館（登録博物館）、博物館の事業に類する事業を行う施設（博物館相当施設）、博物館と同種の事業を行う施設（博物館類似施設）のうち、主に自然科学に関連する展示を行う施設
20	北海道	(旧P53) 「福祉施設（入所系）」の誘導施設に位置付けない理由が『同上』とあり「福祉施設（通所系）」と同じとしていますが、同じ理由にはならないと考えます。再考願います。	(新P59) 意見を踏まえて修正。		●		P53	福祉施設（入所系） 同上	P59	福祉施設（入所系） 高齢者が住み慣れた地域で住み続けられる環境を確保するため必要となる施設ですが、高齢化が進行する市街地内に広く立地することが望ましいため、誘導施設には位置付けません。
21	北海道	(旧P53) 誘導施設に位置付ける場合は「誘導施設に位置付けます」、位置付けない場合は「誘導施設には位置付けません」と『に』と『には』を使い分けられていると思いますが、「銀行、郵便局、信用金庫」、「福祉施設（通所系）」及び「運動施設（フィットネス等）、温浴施設」の3つがこのルールから外れています。このままでも問題はありませんが、統一感を持たせた方がよろしいかと考えます。	(新P59) 『誘導施設に位置付けます』、『誘導施設には位置付けません』で統一。		●		P53	「銀行、郵便局、信用金庫」 誘導施設に位置付けません。 「福祉施設（通所系）」 誘導施設に位置付けません。 「運動施設（フィットネス等）、温浴施設」 誘導施設に位置付けます。	P59	「銀行、郵便局、信用金庫」 誘導施設には位置付けません。 「福祉施設（通所系）」 誘導施設には位置付けません。 「運動施設（フィットネス等）、温浴施設」 誘導施設に位置付けます。
22	国（開発局）	(旧P52～P53) 誘導施設として設定予定のサービス付き高齢者住宅は都再法に基づく都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）に該当するの、整理が必要（もつぱら居住者のために供される施設であり、都市機能の増進に著しく寄与するといえるか？）	(新P58～P59) 誘導区域における人口密度を高め、それによって都市機能の維持・誘導を図ることを想定し、誘導施設に位置付けておりましたが、ご指摘を受けて位置づけを外す。		●		P52～P53	(P53) サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律だいたい5条及び第6条 (P54) サービス付き高齢者向け住宅 立地状況 「○」、誘導施設「○」 【流出抑制】高齢者が住み慣れた地域で済み続けられる環境を確保するため必要となる施設であり、都市拠点における人口密度の増加を図るため、誘導施設に位置付けます。	P58：削除 P59 サービス付き高齢者向け住宅 立地状況 「○」、誘導施設「 ○ 」 高齢者が住み慣れた地域で住み続けられる環境を確保するため必要となる施設ですが、専ら居住者のために供される施設であることから、誘導施設には位置付けません。	
23	国（開発局）	(旧P50) 都市機能誘導区域の設定について、都市計画区域に対して小さすぎないでしょうか？（問題なければよいのですが、他都市で後に誘導施設を整備する際に都市機能誘導区域が小さすぎて苦慮した事例があります。）	(新P56) 都市機能誘導区域は、今後のまちづくりの力点を市内外に示す役割も担っていると滝川市では考えている。滝川市においては、市役所・市立病院が立地するエリアからJR滝川駅周辺にかけたエリアが今後、力点をおくエリアと考えていることから、素案に示す区域設定となっている。		●		—	—	—	—
24	国（開発局）	(旧P52) 小中学校、学童保育等を誘導施設に位置付けない理由はあるでしょうか？まちづくりをする上で教育施設等は重要であると考えています。今後、統廃合等はないでしょうか？	(新P58) 「滝川市公共施設個別施設計画 前期計画（令和4年度策定予定）」において、将来的に小学校等の統廃合は検討することとしているが、都市機能誘導区域内への誘導を図るものではなく、現段階では、各地域にあったほうが良いと考えており、別途時間をかけて検討すべきと考えているため、誘導施設には位置づけない。		●		—	—	—	—

●滝川市立地適正化計画（素案） 新旧対照表

No.	意見	事務局の考え	素案通り	新規追加	修正	その他	頁	旧（滝川市立地適正化計画（素案）令和4年9月）	頁	新
第6章 誘導施設及び届出制度										
25	策定委員	（旧P55） 居住誘導を考えるうえで学校は優先順位が高いと思うので、計画書の中に表現を入れたほうが良いのではないかと。	（新P61） 学校は教育機能だけでなく各地域における生活やコミュニティを維持するために必要な施設と考えるため、校区単位や地域単位での検討が必要。滝川市においては1小学校1中学校と一気に入っていくような話にはならないので、都市機能誘導区域内に誘導する施設（誘導施設）には位置付けず、誘導施策の中に表現を追記。			●	P55	【誘導方針5：公共施設等の適正配置】 ①公共施設等の適正配置 「滝川市公共施設等総合管理計画」、「滝川市公共施設個別施設計画 第二次計画 」等に基づき、老朽化した公共施設について、施設・機能の集約化・複合化を行い、効率的・効果的な施設配置を進め、財政負担の軽減・平準化を図ります。 また、公的不動産（土地・建物）については、都市機能の誘導や民間事業者との連携・誘致を図り、積極的な活用を検討します。	P61	【誘導方針5：公共施設等の適正配置】 ①公共施設等の適正配置 「滝川市公共施設等総合管理計画」、「滝川市公共施設個別施設計画 前期計画 」等に基づき、老朽化した公共施設について、施設・機能の集約化・複合化を行い、効率的・効果的な施設配置を進め、財政負担の軽減・平準化を図ります。 なお、子育て世帯の新たな居住誘導を図る上で重要となる学校施設については、今後の人口減少などによる児童・生徒数の減少を鑑み、効率的・効果的な配置を検討する必要があることから、維持・集約・建替などの具体的な検討を進めます。 また、公的不動産（土地・建物）については、都市機能の誘導や民間事業者との連携・誘致を図り、積極的な活用を検討します。
26	国（開発局）	（旧P54） 誘導方針に国の支援を検討している項目がありましたら、その旨明記してください。	（新P60） 現時点では、特に明記できる事業が無いが、まとめ書きでも良い旨、確認できたので文言を追記。			●	P55	6-1 誘導施策 まちづくり方針に 基づく都市づくりに向け て、都市機能誘導区域への都市機能の誘導や、居住誘導区域への居住の誘導、さらに都市機能や居住を効果的に維持・誘導を図るための公共交通ネットワークの形成や、誘導区域外における生活を支えるため、関連部局と連携しながら誘導施策を総合的に展開していきます。	P60	6-1 誘導施策 まちづくり方針に 基づき 、都市機能誘導区域への都市機能の誘導や、居住誘導区域への居住の誘導、さらに都市機能や居住を効果的に維持・誘導を図るための公共交通ネットワークの形成や、誘導区域外における生活を支えるため、関連部局と連携しながら誘導施策を総合的に展開していきます。 なお、誘導施策の展開にあたっては、国の各種補助・交付金等の活用を検討します。
27	—	—	（新P64） （3）居住誘導区域外における届け出の対象となる行為の表中にそれぞれ①～③の番号を追記する。 ※建築等行為の「③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合」の（①、②）に対応する表記が無かったため			●	P58	開発行為 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為※ 建築等行為 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合※ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合	P64	開発行為 ①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為※ 建築等行為 ①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合※ ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合
第7章 防災指針										
28	—	—	（新P66～P68） 図の出典元を記載。 （新P71～P73、P75） 参考としたデータの追加により図を修正。			●	P60～P62 P56～P67 P69	①P61～P63： 出典元の記載なし ②P66～P68： 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部「石狩川下流（本川・支川重ね図）洪水浸水想定区域図」の記載なし。 ③P70：②の図を使用	P66～P68 P71～P73 P75	①P66～68： 出典元の記載を追加 ②P71～P73： 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部「石狩川下流（本川・支川重ね図）洪水浸水想定区域図」を追記し、図を修正。 ③P75： ②修正後の図を使用
29	国（開発局）	（旧P67） 垂直避難ができる建物は地域防災計画等で避難場所として指定されているのでしょうか？	（新P73） 指定されていない。災害時の避難において垂直避難は最終手段であり、早期な情報伝達と避難所への移動が最優先されることから、その体制強化が必要と考えている。			●	—	—	—	—
30	国（開発局）	（旧P71） 防災対策がどの災害リスクに対応するものなのか、対応表などがあるとわかりやすいと思います。	（新P77） 基本的に洪水を想定しており、対応表の作成は必要無いと考えている。			●	—	—	—	—

●滝川市立地適正化計画（素案） 新旧対照表

No.	意見	事務局の考え	素案通り	新規追加	修正	その他	頁	旧（滝川市立地適正化計画（素案）令和4年9月）	頁	新
第8章 計画の実現に向けて										
31	策定委員	(旧P72) 市は公共交通に対して補助金を出していると思うが、この目標値で維持できるものなのか、目標値の妥当性について再度整理が必要。	(新P78) 市内線のみの数値としていたが、社会・経済情勢の変化等を鑑みながら、住民生活に適した移動手段の検討を進め、公共交通ネットワークの維持・確保を図っていく目標値とした。また、人口減少率に加え居住誘導における人口密度の増加割合も加味して数値修正。			●	P72	公共交通ネットワーク 基準値： <u>161千人</u> (R3/2022) 目標値 中間年： <u>135千人</u> 目標年： <u>112千人</u> ※1： <u>将来の人口減少率と同じ割合でバス利用者数が減少すると推計した。</u>	P78	公共交通ネットワーク 基準値： <u>約16万人</u> (R3/2021) 目標値 中間年： <u>約14万人</u> 目標年： <u>約12万人</u> ※1： <u>市内線のバス利用者数。(市外にまたがる広域路線は含めない)</u> ※2： <u>市内線の利用者数の推計値(将来の人口減少率と同じ割合で利用者数が減少すると推計)に、居住誘導区域における人口密度の増加割合を乗じて設定しました。市内線の代替交通手段が導入された場合は、その数値も目標値に加味することとします。</u>
32	—	—	(新P78) 都市機能誘導区域を拡大したことにより、子ども発達支援センターが都市機能誘導区域内となったため、数値を修正する。			●	P72	都市機能誘導 評価指標：誘導施設の新たな立地（基準年に都市機能誘導区域内に立地していない7種の誘導施設を新たに誘導する） 基準値： <u>10</u> 施設 (R4/2022) 目標値 中間年： <u>13</u> 施設 目標年： <u>17</u> 施設	P78	都市機能誘導 評価指標：誘導施設の新たな立地（基準年に都市機能誘導区域内に立地していない6種の誘導施設を新たに誘導する） 基準値： <u>11</u> 施設 (R4/2022) 目標値 中間年： <u>14</u> 施設 目標年： <u>17</u> 施設
33	—	—	(新P78) 「サービス付き高齢者向け住宅」を誘導施設の位置づけから外し、「公園、広場」を「緑地、広場」に修正したことにより、評価指標、基準値及び目標値を修正			●	P72	都市機能誘導 評価指標：誘導施設の新たな立地（基準年に都市機能誘導区域内に立地していない6種の誘導施設を新たに誘導する） 基準値： <u>11</u> 施設 (R4/2022) 目標値 中間年： <u>14</u> 施設 目標年： <u>17</u> 施設	P78	都市機能誘導 評価指標：誘導施設の新たな立地（基準年に都市機能誘導区域内に立地していない7種の誘導施設を新たに誘導する） 基準値： <u>6</u> 施設 (R4/2022) 目標値 中間年： <u>9</u> 施設 目標年： <u>13</u> 施設
34	北海道	(旧P73) 平成27年(2015年)の居住誘導区域の人口密度32.6人/haと人口比率51.2%の計算が間違っていないか。再確認願います。(32.6人/ha→31.7人/ha、51.2%→49.8%)	(新P79) 過去、居住誘導区域を修正した際に、人口の数値のみが修正漏れとなっていた。			●	P73	平成27年(2015年)の居住誘導区域の人口「 <u>20,501</u> 人」	P79	平成27年(2015年)の居住誘導区域の人口「 <u>21,084</u> 人」

●**滝川市立地適正化計画（素案） 新旧対照表**

No.	意見	事務局の考え	素案通り	新規追加	修正	その他	頁	旧（滝川市立地適正化計画（素案）令和4年9月）	頁	新
計画書全体										
35	国（開発局）	（旧P29、P54、P56） コンパクトシティ形成支援事業の要件となっている「空きビル、空き家、低未利用地等の既存ストックの活用」について、空きビル・空き家については少し記載がありますが低未利用地については記載がありませんので、空きビル・空き家・低未利用地について現状の分析・課題と今後の方針を記載してください。	（新P14、P34、P60、P62） コンパクトシティ形成支援事業（集約都市形成支援事業）の要件に立地適正化計画に空きビル、空き店舗、空き家、低未利用地等の既存ストックの活用について記載することとなり、もう少し記載すべきとの意見があったので修正。	●	●		P29 P54 P56	（P29）「老朽化建物の更新促進や 空き家 の活用、中古住宅等の不動産流通の促進により、既成市街地内の人口密度を高め、コンパクトで成熟した市街地を形成していくことが必要。」 （P55）「さらに、都市拠点における 空き地等の低未利用地における 利用促進を図ります。」 （P57）③ 空き地・空き家 の有効活用と不動産の流動化の促進 地域の良好な生活環境が阻害されないよう、 空き地・空き家 の発生を抑制するとともに、「滝川市空家等対策計画」に基づき、所有者等への空き家の適切な管理の促進や、必要に応じて特定空き家等に対して適切な対応、空き家等の有効活用に向けた必要な取り組みを官民連携で進めます。	P14 P34 P60 P62	（P14） <u>低未利用地等の現状分析を追加。</u> （P34）老朽化建物の更新促進や 空きビル・空き家・低未利用地等 の活用、中古住宅等の不動産流通の促進により、既成市街地内の人口密度を高め、コンパクトで成熟した市街地を形成していくことが必要。」 （P60）「さらに、都市拠点における 空きビル・空き家・低未利用地等 の利用促進を図ります。」 （P62）③ 空きビル・空き家・低未利用地等 の有効活用と不動産の流動化の促進 地域の良好な生活環境が阻害されないよう、 空きビル・空き家・低未利用地等 の発生を抑制するとともに、「滝川市空家等対策計画」に基づき、所有者等への空き家の適切な管理の促進や、必要に応じて特定空き家等に対して適切な対応、空き家等の有効活用に向けた必要な取り組みを官民連携で進めます。
36	国（開発局）	（旧記載なし） 地域公共交通計画について現在検討中と聞いておりますので、今後の予定を記載してください。	（新P61） コンパクトシティ形成支援事業（集約都市形成支援事業）の要件に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画を作成していない市町村にあつては、当該地域公共交通網形成計画の作成を検討することとなっているため、意見を踏まえ追記。	●			—	—	P61	②広域公共交通ネットワークの確保 鉄道や広域路線バスは、中空知圏の通勤・通学、業務、観光等を支える広域公共交通の機能を有することから、周辺自治体や交通事業者と協議・調整を行い、住民生活を踏まえた効果的な路線や便数の確保を図ります。また、広域交通と市内交通の乗り継ぎがしやすいよう、市内路線バスとのダイヤ調整を行う等、利用しやすい環境整備を進めます。 <u>※中空知地域の5市4町（中空知地域5市5町のうち新十津川町を除く）で公共交通計画の策定作業を進めており、令和4年度内の策定・公表を予定しています。</u>
37	国（開発局）	隣接自治体との関係性についてほぼ触れられていないが、中空知地域の中核市としての機能確保を考慮する必要はないでしょうか。	中空知地域の拠点都市として、国道12号滝川バイパス沿道における商業機能の集積の維持を図るため、「3-2誘導方針」として「商業等の高次都市サービスの確保」（新P37）を位置づけ、また、将来都市構造においても「広域商業拠点」として位置づけている。（新P38～P40） 施策としては、「6-1誘導施策」（新P61）「商業等の高次都市サービスの確保」について記載しており、商業等の都市機能を確保するための土地利用を維持（用途地域等の見直しを含む）することを想定しています。 また、将来都市構造に広域交流を支える交通ネットワークの確保を位置付けており、誘導施策においても広域交通ネットワークの環境整備を位置付けている。（新P38～P40）	●			—	—	—	—

●滝川市立地適正化計画（素案） 新旧対照表

No.	意見	事務局の考え	素案通り	新規追加	修正	その他	頁	旧（滝川市立地適正化計画（素案）令和4年9月）	頁	新
38	国（開発局） （旧記載なし） 特別豪雪地帯であることから、財政コストを圧迫する雪に対する対応が求められているものと考えます。その点についてほほ触れられていないが、都市経営上、問題ないでしょうか。除排雪コストの削減を目的にコンパクトなまちづくりに取り組んでいる自治体は少なくないので、そのような都市の取組状況を参考にしても良いと思います。	滝川市においても、除排雪コストの財政負担は大きいものであり、今後検討していかなくてはならない状況だが、誘導区域外の市街地において、すぐに除排雪サービスを停止するわけにはいかないのが実情。そのため、誘導区域外の市民からの誤解を避けるためにも、あえて記載しない。	●				—	—	—	—
39	国（開発局） （旧P44、P49） 居住誘導、都市機能誘導区域ともに限定的な設定になっており、中心部以外のエリアにおける都市機能の確保を図る手立てがないが問題ないか。	（新P50、P55） 基本的には、今回設定している誘導区域に都市機能を確保し、そこにアクセスする公共交通等の移動手段を確保することで、都市機能を享受することを想定している。	●				—	—	—	—
40	国（開発局） （旧P70） 滝川市及び国や北海道の治水対策や土砂災害防止対策で予定している事業があれば記載してはいかがでしょうか？特に流域治水プロジェクトで整理しているものがあれば記載してください。	現状、特に記載できるものが無い。	●				—	—	—	—